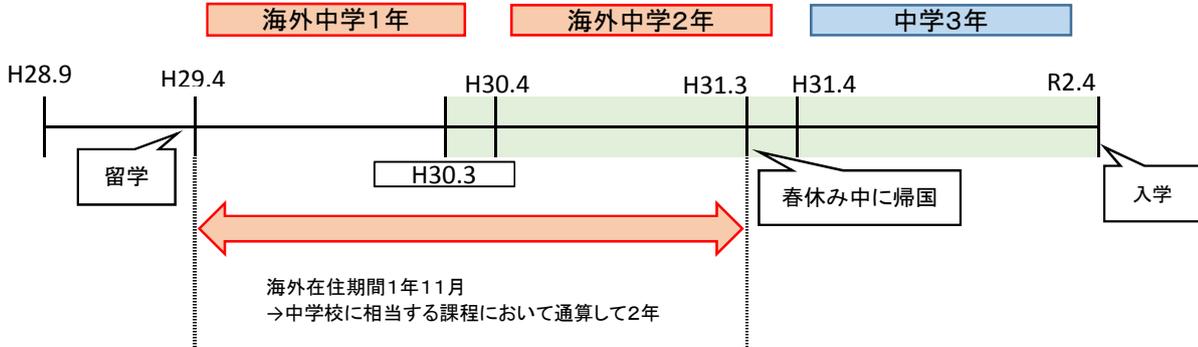


帰国子女学力選抜の出願資格の「海外在住期間が中学校に相当する課程において通算して2年以上の者」の例示

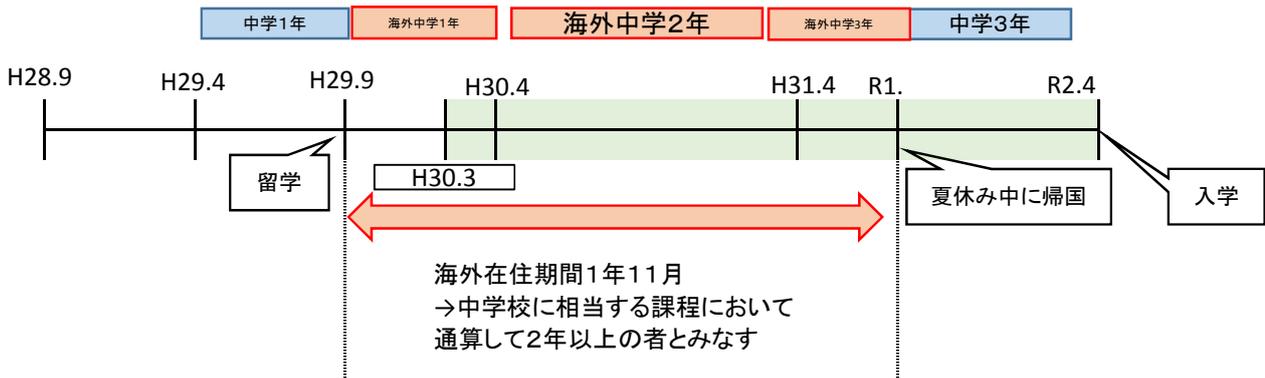
令和2年度帰国子女学力選抜試験における帰国子女の定義

日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者で、海外在住期間が中学校に相当する課程において通算して2年以上の者とみなすことができ、平成30年3月以降に帰国した者

例1: 4月始業～3月修了の日本人学校等で、2年修了後3月初頭に帰国した生徒の場合(現役生)



例2: 4月始業～3月修了の日本人学校等で、年度の途中に留学・帰国した生徒の場合(現役生)



例3: 9月始業～6月修了の海外学校で、H30.6に帰国して下級の学年にあたる中学2年に編入した生徒の場合

